

# 参考資料

「親学プログラム2」を実施される場合の参考資料です。

**【参考資料1】「3-④ ネットいじめから子どもを守る [ 中心のワーク①で伝える事例 ]」**

(出典 『「ネットいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)』 文部科学省平成 20 年 11 月)  
「3-④ ネットいじめから子どもを守る」の中心のワーク①で伝える事例について、企画実施者 (主催者) や市町村教育委員会との打合せでの参考資料として活用してください。

**【参考資料2】「いじめ・児童虐待等に関する主な相談窓口一覧」 (資料提供 県健康福祉部青少年家庭課)**

参加者から、いじめや児童虐待にかかわる相談等がありましたら、相談窓口の紹介として活用してください。

**【参考資料3】「電話の中の子どもたち」 (資料提供 NPO法人 チャイルドラインしまね)**

主に「3 いじめ予防にかかわるプログラム」を実施される際に、事前に目を通したり、プログラムの「おわりに」で読まれたりして、活用してください。

**【参考資料4】「特集 いじめを考える」 (出典 島根県人権啓発推進センター広報誌『りっぷる』第16号)**

**【参考資料5】「お様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」**

(内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房 IT 総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省)

**【参考資料6】「親の見守りは、最強のフィルタリングです。- 親だからできること !! -」**

(島根県・島根県教育委員会・島根県警察本部・青少年育成島根県民会議)

**【参考資料7】「虐待かと思ったら、189 番へ」 (厚生労働省)**

【参考資料4～7】は、国・県や関係機関から発行されているリーフレット・資料です。参加者への情報提供等として、必要に応じて、活用してください。

**【各資料の取扱いについて】**

各資料は、プログラム実施の際に必ず活用するというものではありません。ファシリテーターや企画実施者からの情報提供の一つとして、必要に応じて、活用してください。

## 【参考資料1】

### 3-④ 「ネットいじめから子どもを守る」【中心のワーク①で伝える事例】

『「ネット上のいじめ」の類型』として文部科学省『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』に紹介されているものです。企画実施者（主催者）や市町村教育委員会等との実施前の打合せで、中心のワーク①で伝える事例の参考として活用してください。

#### 「ネット上のいじめ」の類型

「ネット上のいじめ」には様々なものがありますが、手段や内容に着目して、次のとおり類型化できます。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

#### ① 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

##### i) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。

##### ii) 掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。

##### iii) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

#### 【参考】 掲示板・ブログ・プロフィールとは

（電子）掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。

ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。

プロフィール・・・「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者（プロバイダ）が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

## ② メールでの「ネット上のいじめ」

### i) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがあります。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともあります。

### ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

### iii) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができます。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもあります。

【参考資料2】

# いじめ・児童虐待等に関する主な相談窓口一覧

平成27年7月1日現在

●市町村

子育てに関する相談窓口（児童虐待相談も受け付けます）

松江市	家庭相談室	0852-55-5484	概ね月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
浜田市	子育て支援課	0855-25-9331	
出雲市	子育て支援課	0853-21-6604	
益田市	子育てあんしん相談室	0120-71-7867	
大田市	子育て支援課	0854-82-1600	
安来市	子ども未来課（子育て支援センター）	0854-23-3209	
江津市	子育て支援課	0855-52-2501	
	子育てサポートセンター	0855-52-0569	
雲南市	子育て相談室	0854-40-1046	
奥出雲町	子育て支援課	0854-52-2206	
飯南町	保健福祉課	0854-72-1770	
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	
美郷町	健康福祉課	0855-75-1932	
邑南町	福祉課	0855-95-1115	
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8577	

●県機関等

子育てに関する電話相談

子どもと家庭電話相談室	0120-258-641	祝日、年末年始を除く毎日 9:00～21:30
-------------	--------------	-------------------------

子育てに関する相談窓口（児童虐待相談も受け付けます）

中央児童相談所	0852-21-3168	月～金 (祝日・休日、年末年始を除く) 8:30～17:15
中央児童相談所隠岐相談室	08512-2-9810	
出雲児童相談所	0853-21-0007	
浜田児童相談所	0855-28-3560	
益田児童相談所	0856-22-0083	

児童相談所全国共通ダイヤル〈虐待かも、と思ったらいちはやく〉

お近くの児童相談所	189 (いちはやく)	毎日 24時間
-----------	-------------	---------

子どもや保護者の悩みや困りごと

ヤングテレフォン/けいさつ・いじめ110番	0120-786-719	専門相談員の受付時間は、月～金/8:30～17:15
みこぴーヤングメール	島根県警察のホームページからアクセスしてください。	メール受信の確認は、月～金曜日（祝日を除く）の8:30～17:15

乳幼児の子育てに関する悩み

育児電話相談〈松江赤十字乳児院〉	0852-24-6418	月～金/9:00～16:30
------------------	--------------	----------------

いじめ・不登校・子育てなどの悩み

いじめ相談テレフォン〈島根県教育委員会〉	0120-874-371 0120-779-110	月～金/9:00～19:00 土・日・祝日/10:00～17:00
----------------------	------------------------------	--------------------------------------

いじめ、体罰など

子どもの人権110番 〈松江地方方法務局島根県人権擁護委員連合会〉	0120-007-110	月～金/8:30～17:15
--------------------------------------	--------------	----------------

子ども専用電話〈子どもだけがかけられる電話〉

こどもほっとライン もしもしにゃんこ	0120-225-044	毎週日曜日 14:00～18:00
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00

## 【参考資料3】

# 電話の中の子どもたち

※ 2013・2014年度に中四国エリアのチャイルドラインに寄せられた子どもたちの声の一部（いじめに関するものを抜粋）です。

### \*いじめられている

- 仲間はずれにされている。急にみんな冷たくなり、一番仲が良かった子まで私を避けるようになった。こそこそ話されづらい。
- いじめられている。相手は5人グループ。悪口を言われたり、トイレで水をかけられたりするが、だれにも相談できない。
- 男子に悪口を言われている。悪口を言っているのは、クラスの1/3くらい。やめてといっても無視される。
- クラスメートにからかわれている。ずっといじめられていて、だれも友だちになってくれない。
- いじめられている。授業中はメモを回してクスクス笑う。休み時間は聞き取れない声でひそひそ話して、私を見る。
- 部活で同級生とも先輩後輩ともうまくいかなくなっていて、ずっと仲間はずれにされている。定期試験が始まるのに、勉強する元気がない。

### \*友だちがいじめられている

- 友だちがいじめられている。悪口を言われ続けて、リストカットするようになった。
- 友だちがいじめられている。どうにかしてあげたいけど、私と口をきかなくなってしまった。

### \*友達をいじめてしまった

- 友だちをいじめるよう言われ、逆らえず、いじめてしまった。その子には、後であやまった。先生に相談するのは、無理。
- いじめのニュースを見ていて心配になって、ずっと気になっている。友だちを殴ったことがある。人が嫌がることをしたこともある。

※個人情報保護のため、再構成しています。

※チャイルドラインは、子どもの声を受け止める電話です。日本で最初に開設されたのは、1998年に「いじめよとまれ！」で開設された、せたがやチャイルドラインでした。2015年3月1日現在、全国41都道府県に72のチャイルドラインがあり、年間約20万件の電話を受けています。

特集

# いじめを考える

現在、「いじめ」の問題は、深刻かつ重大な社会問題になっています。

平成23年に大津市で「いじめ」により中学生が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生して大きな問題となり、平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

今号の特集では、今日はいじめの特徴や現状について取り上げます。

## いじめとは？

「いじめ」は、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う必要があります。

### いじめの形態

仲間はずれ、無視、陰口、冷やか、からかい

殴る、蹴る、物を壊す、金品をたかる

インターネット上の書き込みや仲間はずれ

### どの子どもにも起こりうる、いじめ

#### 小中学生への9年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある.....9割

した経験がある.....9割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター  
いじめ追跡調査2010～2012



### 大人が気づきにくい、いじめ

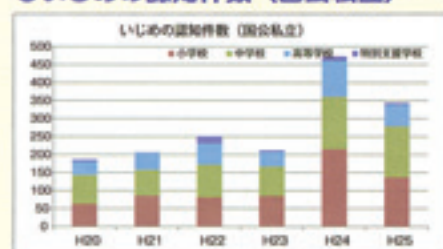
いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人が気づきにくい場所や形で行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。



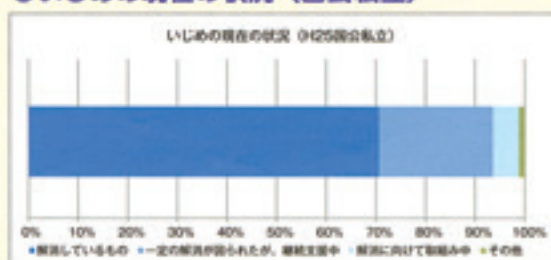
### 島根県内のいじめの状況

(平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

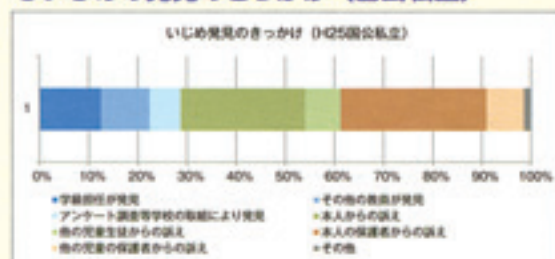
#### ●いじめの認知件数（国公立）



#### ●いじめの現在の状況（国公立）



#### ●いじめの発見のきっかけ（国公立）



※平成23年に起きた大津市でのいじめの事件により、平成24年度は緊急調査が行われ、学校でも意識して子どもたちの様子を捉えられたため、大幅に増えています。平成25年度は小学校で減少してきています。

いじめの発見のきっかけは、本人や保護者の訴えによるものが半数を超えています。

また、認知されたいじめの9割以上は解消が図られています。

多くの子どもたちが、「いじめ」のことを誰にも相談できずにいます。  
「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。  
いじめのサインをチェックしてみましょう！

## いじめのサイン 発見シート

保存版

監修 森田洋司氏  
大阪公立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



### 朝（登校前）

- ※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。
- 朝起きてこない、布団からなかなか出てこない。
  - 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
  - 遅刻や早退がふえた。
  - 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



### 夕（下校後）

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる、集中力が無い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



### 夜間（就寝後）

- 寝つきが悪かったり、夜醒れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよこれていたり、やぶれていたりする。



お子さまの  
ようすは  
いかがですか？

### 夜（就寝前）

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでもイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### ■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- 言葉づかいが荒くなる、言うことをきかない、人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。



### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏 冬休みの終わりころから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

## 発見シートなどで、「あれ？」もしかしてと思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、聞い話めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」など



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や関係機関の窓口などに相談しましょう。

## いじめの4層構造



いじめは、「いじめを受ける子ども（被害者）」「いじめを行う子ども（加害者）」だけの問題ではなく、これらをとりまいて「はやし立てる子ども（観衆）」や「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」の集団が存在し、全体として4層構造から成っているとわれています。

「観衆」はいじめに加わっていることに、「傍観者」はいじめを認めていることになるため、これらの行為は被害者をさらに傷つけることとなります。

「いじめ」の解消のためには、「観衆」や「傍観者」の子どもたちに対しても「いじめ」が許されないこと、「いじめ」を止めさせる必要性を働きかけていくことが大切です。

## いじめを防止するために

大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの社会問題は、いじめを生み出す1つの要因と考えられ、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘がなされています。

いじめを防止するためには、学校や家庭、地域など関係者が連携を図りながら、子どもの自尊感情を高め、人権感覚を養っていくことが必要です。そして、大人自身も子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていく必要があります。

島根県では、平成26年4月にいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもの絆づくりをめざして～」を策定しました。

基本方針の内容については、島根県ホームページに掲載していますのでご覧ください。

### 各相談機関窓口

いじめ、体罰など

**子どもの人権 110 番**  
フリーダイヤル 0120-007-110  
【月～金】8:30～17:15

いじめ、不登校、子育ての悩み

**いじめ相談テレフォン**  
フリーダイヤル 0120-874-371  
0120-779-110  
【月～金】9:00～19:00  
【土・日・祝】10:00～17:00

子どもや保護者の悩みごとやこまりごと

**ヤングテレホン  
けいさつ・いじめ110番**  
フリーダイヤル 0120-786-719  
24時間対応

さまざまな悩みや心の危機など

**島根いのちの電話**  
電話 0852-26-7575  
電話 0570-783-556  
【年中無休】（月～金）9:00～22:00  
【土・日】土曜 9:00～日曜 22:00

子どもや子育ての悩み

**子どもと家庭電話相談室**  
フリーダイヤル 0120-258-641  
9:00～21:30  
（祝日、年末年始を除く）



保護者向け 内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省

# お子様が安全に安心して インターネットを利用するために 保護者ができること

平成27年3月



## 1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない存在となっています。

しかし、インターネットの利用によって、性表現や暴力表現、危険ドラッグのほか、青少年の健全な成長に悪い影響を与える違法・有害情報に触れる可能性があります。また、コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあります。たとえいたずらのつもりであっても、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあり、行為によっては罰せられる場合もあります。

このようなリスクを減らし、安全・安心なインターネット利用環境を実現するために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年の適切なインターネット利用を促すためには、保護者がインターネットの特徴を理解し、ご家庭内でインターネットの利用について話題にしながら、青少年を守ることが大切です。

### ● 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



### お子様の将来のために

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く有効に使わせましょう。

そのためには、お子様の成長に合わせて インターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付けさせることが大切です。

### ◎お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

## 2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にどのような機器を持たせていますか？ どのようにインターネットを利用させていますか？
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 例えば、街なかの無線LAN回線（Wi-Fiなど）を利用することはありますか？
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合っただけでルールを決めていますか？ フィルタリングなどを設定していますか？

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、身近なインターネット接続機器が増えています。例えば、タブレット端末や携帯音楽プレイヤーにもスマートフォンと同様なサービスやアプリを利用できる機器があります。



- 上記のようなモバイル端末の普及により、お子様のインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

### □ 自撮りによる画像や動画など

スマートフォンなどのカメラ機能を使って自分自身を撮影（自撮り）し、その画像や動画を友達に送ることや、多数の閲覧者向けにネット配信・共有することが増えています。自撮りした画像に位置情報（GPS）が入っていたり、自宅などで撮影して、地域を特定しやすい背景や学校の制服が写り込んでいたりすると、意図せずに個人が特定され、トラブルや事件に巻き込まれる可能性もあるので注意が必要です。また、たとえ交際相手であっても、下着姿や裸の画像などを送ることはやめましょう。送ってしまった後に削除したいと思っても、他人の手に渡った画像などは、完全には削除できません。

### □ 犯罪の加害者側にならないために

濡れた際に復讐のつもりで、交際相手の下着姿や裸の画像などを他人に送ったり、知り合いから送られてきたそのような画像などを転送することなどはやめましょう。「私人的な画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（いわゆるリベンジポルノ法）違反」や「児童買春・児童ポルノ禁止法違反（提供罪）」となる場合があります。

### □ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニケーションアプリが増えています。複数人でのグループ利用ができることから、ちょっとした誤解などから大きなトラブルに発展する場合があります。また、IDを取得して掲示板などで交換すると、見知らぬ人との出会いにつながる可能性があるため注意が必要です。

### □ ネットの長時間利用

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、意識せずに長時間利用してしまう人が増えています。お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。親子のコミュニケーションを増やし徐々に遠ざけながら見守りましょう。

### 3 保護者ができる3つのポイント

#### ● まず、保護者自身が気を付けること

お子様は保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子様の適切なインターネット利用は、お子様を取り巻く大人のインターネット利用や取り組み意識にかかっています。お子様とともに、保護者自身がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけることが重要です。

お子様だけでなく保護者自身も、日常のモラル・ルールに加え、インターネットの特性とリスクを理解して、適切なインターネットを利用を心がけましょう。また、困った時に気軽に相談できるように保護者同士で情報交換をすることで、専門機関や相談窓口を確認しておきましょう。



#### ● インターネットの特徴とリスク

##### 公開性

インターネットは世界中に開かれているため、誰に見られているかわからない。

##### 公共性

インターネットは仲間うちだけの空間ではなく、いろいろな人が利用する公共の場。

##### 匿名性

情報や発言の真意が不明なこともあるため、自分で確認・判断することが必要。

##### 記録性

情報は誰かにコピーされ、広がり続ける可能性があるため、完全に削除できない。

##### 侵入の可能性

自分の機器やIDが悪意ある人に不正使用されて、大切な情報が盗まれる恐れがある。

##### 追跡性

警察はアクセスログから情報発信元を特定できる。一般の第三者でも個人を特定できる可能性がある。

### (1) トラブルや事件に巻き込まれないように、適切にインターネットを利用させましょう。

#### ● ネットデビュー ～初めてインターネットを利用させる場合

危ない使い方をしたり、トラブルや事件に巻き込まれたりしないように、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけましょう。

#### ● 新しい機器をお子様にしたせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、何のために必要なか、どのように使うのか、目的やルールを話し合しましょう。

単なるプレゼントやご褒美で安易に与えてしまうのではなく、目的を明確にしましょう。また、機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。例えば、お子様向けに機能を制限した携帯電話などを使用することも有効な手段の一つです。

小型で軽量のモバイル端末は、自由に持ち運んで利用することが可能です。保護者の目が行き届かなくなるため、お子様の成長に合わせて使用させましょう。

保護者のモバイル端末を一時的に貸す場合は、お子様の年齢や利用に合わせてインターネット接続機能を制限し、設定変更や決済などをしないようにパスワード管理をしましょう。また、アドレス帳などの保護者の個人情報にはロックをかけるなど、適切に管理しましょう。使わなくなった機器は、初期化するか、ID、パスワード、アドレス帳、不要アプリなどを削除し、適切な環境を整えてから与えましょう。

#### ● 持たせ始めが肝心

利用する機器やサービスの「初期設定」は、必ず、保護者が行いましょう。また、トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。

お子様専用機として持たせる場合も、保護者が管理する機器を使わせているという意識付けをすることは有効な方法の一つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、最初にしっかり伝えましょう。

#### ● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているかを見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。



フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用できるよう、お子様を見守るツールです。フィルタリングで制限されてしまうサイトやアプリを使いたい場合でも、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」することが可能です。お子様を信頼すること、安全を保つことは、別問題。フィルタリング自体の解除ではなく「ゆるめる」対応をしましょう。

### (2) 適切な生活習慣が身につけられるように、家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

#### ● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

☑ チェックを入れて確認してみましょう。

- お子様が使おうとしているサービスと一緒に見てみましょう。一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。
- お子様と話し合っただけでルールを作りましょう。なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方向的に押し付けるのではなく、お子様の実際の使い方を聞きながら、インターネットを使う目的をはっきりさせましょう。
- お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合しましょう。
- ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。保護者預かり、リビング以外での使用禁止など、ルール違反をした場合の罰則を事前に決めておくことで、自分をコントロールする力と、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し合しましょう。

- トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

**友達との保護者と連携しましょう。**  
コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、子ども連帯士のトラブルが発生しています。保護者同士で情報交換し、子ども連帯士のルールを作るなど、学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組が大切です。

**家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。**  
お子様と一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。ルール違反が明確になるルールを作りましょう。ルールを気分次第で適用しないようにしましょう。

#### ● ご家庭のルールの具体例

- 困ったときはすぐに相談する。
- 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- 利用する場所や時間を決める。
- パスワードは保護者が管理する。
- お金がかかる場合は事前に相談する。
- 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- 知らない人のメールに返信しない。
- ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



#### ● ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、お子様には、情報モラルなどを身につけて、ルールやマナーを守って利用させましょう。

- 個人情報を書き込まない。
- 他人を誹謗中傷する書き込みをしない。など

(3)保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。  
 利用する機器やサービスの「初期設定」をお子様任せにしていますか？  
 「子供を信頼する」と「子供の安全を守る」ことは別問題、最初の対応が肝心です。

●「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行きましょう。

危険なサイトに行かないように守る「フィルタリング」

危険なものの侵入を防ぐ「ウイルス対策」



A スマートフォン・携帯電話を持たせる場合

- 購入時に18歳未満の青少年に使用させることを申し出て、①携帯電話会社のフィルタリングを利用しましょう。
- スマートフォンは②WEB(ブラウザ)用と③アプリ用の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

① 携帯電話会社のフィルタリングを利用しましょう。

携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合  
 購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)

② WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンは、携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)に加えて、無線LAN回線(Wi-Fiなど)を使ってインターネットに接続することができます。  
 ご自宅やコンビニ・公共交通機関などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、①フィルタリングが適用されない場合があります。お子様のスマートフォンに②WEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

※3つのフィルタリングを、1つのアプリや設定で管理できるスマートフォンもありますので、店頭などで確認しましょう。



③ アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、様々な機能やサービスを提供するアプリがあります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、①や②のフィルタリングが適用されない場合があります。  
 そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認しましょう。

B ノートパソコン・携帯ゲーム機・タブレット端末・携帯音楽プレイヤーなどを持たせる場合



● お子様を機器を持たせる前に設定する  
 保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。

タブレット端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと似たようなアプリやサービスを利用できるものもあります。お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、普段の会話の中で確認しておきましょう。

● コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

## 4 チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

### 3つのポイント チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- トラブルや事件に巻き込まれないよう、適切にインターネットを利用させましょう。
- 適切な生活習慣が身につけられるように、家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
- 保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。

### ● お子様を見守りましょう

- 使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用しながら、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。また、「初期設定」は必ず保護者が行いましょう。
- 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。
- お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げると、インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。
- お子様がどのようなサービスを使いたいか話を聞いて、一緒に利用してみましょう。お子様の方が詳しい場合でも、使い方を教ったりしながら見守ることが大切です。特に、見知らぬ人とのコミュニケーションが生じるサービスの利用には注意が必要です。

### ● お子様と会話をしましょう

- お子様と顔を合わせて、適切な生活習慣を身につけられるように、普段の出来事やインターネットの使い方について会話をしましょう。また、保護者の心配な点を伝え、お子様自身に考えさせてみましょう。
- 表情を見ながら会話をすることで、学校に行きたがらないなど過度の利用で寝不足になっている、いじめ・トラブル・犯罪に巻き込まれて落ち込んでいるなど、お子様の「サイン」を見つけることが大切です。

### ● 利用者情報や課金などについて

- 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、すぐに相談するように伝えましょう。
- アプリを利用する際には、プライバシーポリシーなどを読み、取得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。また、意図せずに、電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を適切に変更しましょう。
- フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実に管理しましょう。
- 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。ゲームなどの課金について、お子様と話し合しましょう。



## 5 まずは、身近な人に気軽に相談してみましょう。

### ● お子様を見守りましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではないかなど、保護者の心配の種は尽きません。身近な保護者の間で、不安に思っている事や子供が何に関心を持っているか、またトラブルの例などを、日頃から話題にするようにしましょう。

「夜はメールやメッセージのやり取りは控える」など子供達同士でルールを作らせたり、困った時に保護者同士で気軽に相談できる雰囲気をつくるなど、地域、学校、学級、保護者間で連携して取り組むことで防げるトラブルもたくさんあります。

### ● 専門機関も有効に活用しましょう。

- 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。  
**違法・有害情報相談センター** (業務委託元:総務省)  
<http://www.ihaho.jp/>
- インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。  
**インターネット・ホットラインセンター** (業務委託元:警察庁)  
<http://www.internethotline.jp/>  
**セーフライン** (一般社団法人セーフラインインターネット協会)  
<http://www.safe-line.jp/>
- 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの警察署まで相談してください。  
警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について  
**各都道府県の少年相談窓口**  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

### ● 適切な設定は機器の購入時などに確認しましょう。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定などがわからない場合は、インターネット接続機器の購入時やプロバイダサービスの加入時に、相談窓口などで必ず確認して、適切な「初期設定」を行ってからお子様に機器を持たせましょう。また、購入・加入後に、設定変更などがわからない場合にも、相談窓口などで確認しましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務があります。



- 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあっている消費生活センターなどの窓口です。  
**消費者ホットライン** 電話 0570-064-370
- インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。  
**法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)**  
電話 0570-003-110

人権相談

検索



違法・有害  
情報相談センター



インターネット  
ホットラインセンター



セーフライン



各都道府県の  
少年相談窓口

### ○最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。

ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

<http://good-net.jp/>

安心協

スマートフォンは  
こちらから

検索





# 親の見守りは、最強のフィルタリングです。



子どものこと「わかっていますか？ 見えていますか？ 寄り添っていますか？」

## 親だからできること!!

### 子どものトラブル・問題行動

<b>ネット依存</b> 	<b>出会い系被害</b> 	<b>架空請求</b> 	<b>裸の写真送信</b> 	<b>悪ふざけ投稿</b> 	<b>ネットいじめ</b> 
------------------	-------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------

使い始めが肝心です

「家族で携帯電話やゲーム機等について話し合おう!!」

携帯電話やスマートフォン又は携帯ゲーム・音楽機器など、インターネットを通じて、様々な世界(サイト)とつながっています。

その中には、子ども達にとって非常に危険な世界があります。



## 有害サイトをブロック!!

子ども達を守るためにフィルタリング機能を活用しましょう!

- 1 各携帯電話会社のフィルタリングサービス  
子どもに携帯電話を持たせる場合、契約時に相談しましょう。
- 2 市販のソフトウェアやプロバイダのサービス
- 3 一部のゲーム機器には、フィルタリング機能がついています

# ..... 親にしかできないこと!! .....

ポイント  
1

## 親子で話し合おう!

子どものスマートフォンやゲーム機等の使い方やルールについて、家族で話し合い、「安全に」「正しく」「楽しく」使いましょう。

利用時間・場所、利用するアプリやサイトなどを、親が一方的に決めるのではなく、お互いが納得したルール作りを行うなど、日頃からコミュニケーションを深めて楽しく利用できるようにしましょう。また、利用状況を確認しましょう。



ポイント  
2

## 子どもを守ろう!

有害情報をブロックする「フィルタリング」サービスを活用しましょう。

子どもを有害情報から守るためには、フィルタリングサービスの利用が有効です。子どもの年齢や、使用目的に合わせて細かく設定することができます。



ポイント  
3

## 親が知ろう!

「子どもを信用している」は当たり前! ですが、我が子の携帯電話等の利用状況について知っておくことは大切です。放任とならぬよう「親として知るべきことは知る」努力をしましょう。

フィルタリングを「知らない」「利用していない」保護者に理由を聞くと、「我が子は変なことはしない」「信用している」「必要ない」「知らなかった」と言った声がかかります。「何も知らない」ことが一番「危険」なのです。



子どもにケータイを持たせる前に、親子で話し合ってルールを決めましょう!

### ■ ルールの例

- フィルタリングをはずさない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 危険なサイトにアクセスしない
- ネット上で知り合った人と会わない
- むやみに個人情報や写真を公開しない
- 架空請求やいやがらせ、脅迫等を受けたら必ず相談する
- 1日の使用時間を決める(1日〇時間や夜〇時以降使用しない)
- 自転車に乗っているときはケータイを使わない

### ■ ルールづくりのポイント

- 1 危険性を子どもとともに理解し、ルールづくりの必要性を伝える!
- 2 一方的なルールにならないように、必ず子どもと話し合いながら決める!
- 3 ルールを決めて終わりではなく、きちんと守られているか確認する!

## 相談窓口

いじめ・不登校・子育てなどの悩み

いじめ相談テレフォン  
(島根県教育委員会)

☎ 0120-874-371

☎ 0120-779-110

月～金 / 9:00～19:00  
土・日・祝日 / 10:00～17:00

いじめ・体罰など

子どもの人権110番  
(松江地方広域児童相談所・児童相談所協議会)

☎ 0120-007-110

月～金 / 8:30～17:15

子どもや子育ての悩み

子どもと家庭  
電話相談室  
(島根県)

☎ 0120-258-641

9:00～21:30  
※祝日・年末年始を除く

さまざまな悩みや心の危機など

島根いのちの電話  
(社会福祉法人島根いのちの電話)

TEL.0852-26-7575

TEL.0570-783-556

月～金 / 9:00～22:00  
土・日 / 土曜9:00～翌日曜22:00  
※年中無休

子どもや保護者の悩みや困りごと

ヤングテレホン/  
けいさつ・いじめ110番  
(島根県警察本部)

☎ 0120-786-719

※24時間対応

平成27年7月1日(水)から  
児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になります。



※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

子どもたちや子育てに悩む保護者の  
SOSの声をいち早くキャッチ！

虐待かも  
と思ったら  
いち早く  
189番へ

189番にかけると  
お近くの児童相談所につながります。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、  
児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

- 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。



# 児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、 覚えやすい3桁の番号になりました。

児童相談所全国共通ダイヤル



お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。

## こんなときにはすぐお電話ください。



## 児童虐待とは…

### 身体的虐待

なく 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼ 溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、  
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

お近くの児童相談所は

全国児童相談所一覧

検索



厚生労働省